

動産抵当登記弁法

2007年10月17日国家工商行政管理総局令第30号により発布 同日施行

2016年7月5日国家工商行政管理総局令第88号により改訂・発布

同年9月1日施行

第1条 動産抵当登記業務を規範化し、取引の安全を保障し、かつ、資金の融通を促進するため、「担保法」、「物権法」及び「企業情報公示暫定施行条例」等の法律及び行政法規に基づき、この弁法を制定する。

第2条 企業、個人工商業者又は農業生産・経営者は、「物権法」第180条第1項第(4)号又は第181条所定の動産をもって抵当とする場合には、抵当権設定者の住所地の県級工商行政管理部門（以下「登記機関」という。）に対し登記手続をしなければならない。抵当権は、抵当契約が効力を生じた時に設定される。登記を経なければ、善意の第三者に対抗することができない。

2 この弁法における「工商行政管理部門」には、工商行政管理職責を履行する市場監督・管理部門が含まれる。

第3条 動産抵当登記の設定、変更及び抹消については、抵当契約当事者の一方が代表して登記機関において手続することができ、また抵当契約当事者双方が共同で委託する代理人が登記機関において手続することもできる。

2 当事者は、自らが提出した資料の内容が真実かつ正確であることを保証しなければならない。

第4条 当事者による抵当権の設定が第2条所定の事由に適合する場合には、次に掲げる文書を持参し、登記機関に対して設定登記手続をしなければならない。

- (1) 抵当権設定者及び抵当権者が署名し、又は押印した「動産抵当登記書」
- (2) 抵当権設定者及び抵当権者の主体資格証明又は自然人の身分証明文書
- (3) 抵当契約当事者双方が指定する代表又は共同で委託する代理人の身分証明

第5条 「動産抵当登記書」には、次に掲げる内容を記載しなければならない。

- (1) 抵当権設定者及び抵当権者の名称（氏名）及び住所地等
- (2) 抵当財産の名称、数量、品質、状況、所在地及び所有権の帰属又は使用権の帰属
- (3) 被担保債権の種類及び金額
- (4) 抵当が担保する範囲
- (5) 債務者が債務を履行する期間
- (6) 抵当契約当事者双方が指定する代表又は共同で委託する代理人の氏名及び連絡方式等
- (7) 抵当権設定者及び抵当権者の署名又は押印
- (8) 抵当権設定者及び抵当権者が登記すべきであると認めるその他の抵当権情報

第6条 抵当契約が変更され、又は「動産抵当登記書」の内容を変更する必要がある場合には、当事者は、次に掲げる文書を持参し、原登記機関に対し変更登記手続を

しなければならない

- (1) 抵当権設定者及び抵当権者が署名し、又は押印した「動産抵当登記変更書」
- (2) 抵当権設定者及び抵当権者の主体資格証明又は自然人の身分証明文書
- (3) 抵当契約当事者双方が指定する代表又は共同で委託する代理人の身分証明

第7条 主たる債権が消滅し、担保物権が実行され、債権者が担保物権を放棄し、又は法律の規定により担保物権が消滅するその他の状況の下においては、当事者は、次に掲げる文書を持参し、原登記機関に対し抹消登記手続をしなければならない。

- (1) 抵当権設定者及び抵当権者が署名し、又は押印した「動産抵当登記抹消書」
- (2) 抵当権設定者及び抵当権者の主体資格証明又は自然人の身分証明文書
- (3) 抵当契約当事者双方が指定する代表又は共同で委託する代理人の身分証明

第8条 当事者が動産抵当登記の設定、変更又は抹消手続をする場合において、提出した資料が整い、この弁法の形式要求に適合するときは、登記機関は、その場でこれを処理し、当事者が提出した「動産抵当登記書」、「動産抵当登記変更書」又は「動産抵当登記抹消書」上に動産抵当登記専用印を押捺し、かつ、押印日を注記しなければならない。

2 当事者が動産抵当登記の設定、変更、又は抹消手続をする場合において、提出した資料がこの弁法の規定に適合しないときは、登記機関は、これを処理せず、かつ、当事者に対し理由を告知しなければならない。

第9条 登記機関は、動産抵当登記専用印を押捺した「動産抵当登記書」、「動産抵当登記変更書」又は「動産抵当登記抹消書」に基づき、動産抵当登記档案を確立し、かつ、「企業情報公示暫定施行条例」の規定に従い、遅滞なく動産抵当登記情報を企業信用情報公示システムを通じて公示しなければならない。

2 「動産抵当登記書」、「動産抵当登記変更書」及び「動産抵当登記抹消書」は、各1式3通とし、抵当権設定者及び抵当権者がそれぞれ1通を保有し、登記機関が1通を保存する。

第10条 関係する単位及び個人は、企業信用情報公示システムに登録し、関係する動産抵当登記情報につき照会することができ、また適法な身分証明文書を持参し、登記機関において動産抵当登記档案を閲覧し、又は抄録することもできる。

第11条 当事者は、登記機関の動産抵当登記情報が自らの提出した資料内容と一致しない旨を証明する証拠を有する場合には、登記機関に対しこれを更正するよう要求する権利を有する。

2 登記機関は、自らが登記した動産抵当登記情報が当事者の提出した資料内容と一致しないことを発見した場合には、関係する情報について更正をしなければならない。

第12条 当事者又は利害関係人の申請を経れば、登記機関は、人民法院若しくは仲裁委員会の効力を生じた法律文書又は人民政府の効力を生じた決定等に基づき、関連する動産抵当登記に対して変更又は取消しをすることができる。動産抵当登記を変更し、又は取り消した後には、登記機関は、原抵当契約当事者双方に告知しなければならない。

第13条 各地の工商行政管理部門は、動産抵当登記の情報化建設業務を積極的に推進し、インターネット動産抵当登記システムを確立し、又は動産抵当登記電子档案を設置する等の方式を通じて、当事者に便宜条件を供与しなければならない。

第14条 この弁法は、国家工商行政管理総局が解釈につき責任を負う。

第15条 この弁法は、2016年9月1日から施行する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)